

国民健康保険制度における国庫負担の増額を求める意見書の提出について

国民健康保険は、国民皆保険の礎として、地域住民の医療確保と健康の保持・増進に大きな役割を果たしてきました。

しかし、近年にあつては、離職者や年金生活者、非正規労働者などの加入が増加しており、所得水準が低く、年齢構成も高いため、医療費水準が高くなっています。その結果、医療費の増大と加入者の保険料負担が益々高くなるといった構造的な問題を生じています。

また社会保険等と比べますと、同等の収入であっても国民健康保険料は2倍から3倍も高く、過重な負担となり、このままでは国民健康保険制度が崩壊しかねない状況となっています。

このような中で、国は1984年から国庫負担金の見直しを行い、かかった医療費の45%から、38.5%へと大きく引き下げられ、以後保険者である市町村の国保財政運営は極めて厳しいものとなっています。

国民健康保険は「社会保障及び国民保健の向上に寄与すること」（国保法第1条）を目的とし、日本国憲法第25条に規定する国民の生存権を医療面で具体化した制度となっています。

今後高齢化のピークを迎えるにあたり、国民健康保険制度を将来にわたり持続可能で法の目的を保障する制度とするためには、国が更なる財政基盤の拡充・強化を図り、実効ある措置を講じることが国の責務です。

よって、政府におかれましては、国民健康保険財政基盤の拡充・強化を図り、国の責任と負担において、国庫負担割合の引き上げを行うこと、特に低所得者層を多く抱える国民健康保険の保険者への支援を強化することを強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成24年 9 月 26 日

近江八幡市議会議長 井狩 光男

内閣総理大臣	野 田	佳 彦	殿
財 務 大 臣	安 住	淳	殿
厚生労働大臣	小宮山	洋 子	殿